

わが国四半期レビュー手続に関する実験的研究

その他のタイトル	Experimental Survey on the Review Engagement of Quarterly Financial Statements in Japan
著者	松本 祥尚, 町田 祥弘, 荒木 孝治
雑誌名	現代社会と会計
巻	8
ページ	91-106
発行年	2014-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027447

わが国四半期レビュー手続に関する実験的研究

松 本 祥 尚
町 田 祥 弘
荒 木 孝 治

- I. はじめに
- II. 四半期レビューに関する先行研究
- III. 調査の概要と調査モデル
- IV. 調査結果
 - IV-1. 四半期レビューにおける重要性の基準値
 - IV-2. 四半期レビューによる保証の水準
 - IV-3. 四半期レビューにおけるリスク評価
 - IV-4. 必須の四半期レビュー手続
 - IV-5. 追加的手続等
 - IV-5-1. 追加的手続
 - IV-5-2. 余裕のある場合に実施する追加的手続
- V. おわりに

[キーワード]

四半期レビュー、保証水準、監査要点 (アサーション)、実証手続、重要性

I. はじめに

わが国では、金融商品取引法に基づき、2008年4月1日以後に開始する事業年度から、上場企業等に対して、有価証券報告書による年次財務諸表の開示だけでなく、四半期報告書による四半期財務諸表の開示が義務付けられている。こうした四半期毎の開示制度が法定されているのは、わが国の他、アメリカ、カナダ及び一部の欧州諸国に限られている。ただしアメリカでは、見積主義に基づく四半期報告が行なわれているため、四半期財務諸表は年次財務諸表に向けての中間経過ないし暫定値の位置付けとなっている。わが国の四半期報告制度は、導入の検討の折に、わが国においてそれまで期中の財務報告として行なわれていた中間財務諸表が、かつて見積主義から実績主義に移行した経緯と、それを踏まえて、同じく実績主義に基づく四半期報告を行なっていたカナダの制度を参考にしたことから、実績主義に基づく四半期報告制度が採られている。

このため、導入当初から、いくつかの期中経過的な会計処理及び開示が認められていたものの、四半期財務諸表の作成者たる上場企業においては、四半期毎の確定した財務数値を示さなくてはならないということから、財務・経理部署における負担が高いものと受け止められてきた。その結果、2011年度からは、四半期会計基準の改正による負担軽減策がとられ、第1及び第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の開示は25%程度の企業に留まるようになった。とはいえ、決算短信での開示や注記の簡素化等については、開示姿勢が後退したと受け止められることを嫌ってか、必ずしも全面的に浸透しなかったように見受けられる（新日本有限責任監査法人〔2011〕）。

他方、四半期財務諸表に対する信頼性の保証の側面については、わが国においても、また諸外国においても、四半期報告制度の枠組みとして、四半期財務諸表に対する外部監査人によるレビュー業務が実施されている。わが国においては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく「監査証明」業務の1つとして、「四半期レビュー」の名称で、かかる業務が実施されている。この四半期レビューについて、諸外国では、以前から公認会計士が提供する主要な証明業務としてレビュー業務が実施されてきており、わが国四半期レビュー基準が範とした国際会計士連盟の国際監査・保証基準審議会（IAASB）においても、国際レビュー業務基準（ISRE）2400「財務諸表のレビュー業務」とISRE 2410「組織体の独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー業務」が、またアメリカ公認会計士協会の「会計及びレビュー業務に関する基準」（SSARS）と監査基準（SAS）100「期中財務情報」が公表されている。このうち、何れも後者が、わが国の四半期レビュー基準と同様に、年度財務諸表の監査を前提に、期中に公表される財務情報に対するレビュー業務を規定したものであるが、前者のISRE 2400やSSARSに相当する単独での契約を前提とした一般のレビュー業務基準は、わが国には存在しない。わが国では、そうした実務が醸成されて来なかったこともあり、日本公認会計士協会においても実務指針が整備されないままに、法定開示書類としての四半期財務諸表に対するレビュー業務が法制度として導入されたのである。

また、わが国の四半期レビューは、レビュー業務の一般的手続である質問と分析的手続を原則的な手続とする点では諸外国と異なるものの、四半期レビュー手続の実施だけでなく報告書の提出及び公表も義務付けられている他、継続企業の前提に関しても一定の手続が求められるなど、諸外国に例を見ない厳格な対応が求められている。

そうした諸外国とは異なる成り立ちや性質を有するわが国の四半期レビューについて、実態として、いかなる実務が行なわれているかを明らかにすることは、四半期財務報告の国際的な比較可能性の観点からも重要な課題であると思われる。特にわが国の場合、相対的に低廉な監査報酬の下で、監査時間の確保が困難な状況があると指摘されており、そうした中で四半期レビューの実施時間内に、年度監査において実施すべき内部統制の運用評価や実証手続さえも実施されているといわれている。このような実態についても、現状の実務上の問題として適切に

把握する必要があるであろう。

さらに、現在、欧州では、英国のケイ教授による報告書（通称、ケイ・レビュー；Kay [2012]）に見られるように、法制度のみならず上場規制も含めて、強制的な四半期報告書を廃止するよう求める動向があり、わが国においても、2013年7月より経済産業省の「持続的成長へのインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築」プロジェクトにおいて同様の検討が開始されるなど、四半期報告制度に対する批判的な観点での見直しの渦中にあるといえる。

このような背景の下で、本研究は、監査・保証業務の観点から、わが国で実施されている四半期レビュー制度の実態について検討しようとするものである。

II. 四半期レビューに関する先行研究

年度監査の一環として実施される四半期レビューに関しては、監査やレビューとの関係で保証内容や保証水準の相違が、幾つかの研究でわが国四半期レビューの基準や実務指針から明らかにされている（松本 [2005]、井上 [2009]、児嶋 [2009]）。また IAASB による「保証業務の国際的概念枠組み」（IAASB [2003]）やわが国「財務情報等の保証業務の概念的枠組みに関する意見書」（企業会計審議会 [2004]）から保証内容に検討を加えた内藤（2008）、さらに各国制度を比較することでレビューと四半期レビューの内容を検証した松本・町田・関口（2011）がある。海外においても Wiedman（2007）では、カナダにおける四半期レビュー業務の法定化に関して制度的な観点から検討が加えられている。

これらの基準や実務指針に基づいた概念的・比較制度的な検討の他、わが国でアーカイバル・データ（主として公表されている財務等のデータ）を用いた実証研究として佐久間（2012）がある。そこでの検証は、四半期レビューによる保証水準について資本市場が正しく認識しているか否かについて、中間監査と四半期レビューそれぞれの累積超過リターン（CAR）の比較を通じて行なわれている。

一方、我々もまた、経済産業研究所「企業情報開示システムの最適設計」研究会の下、「わが国四半期情報開示の現状に関する検討」（松本・町田 [2011]）を実施した。同研究では、わが国における(1)四半期財務諸表を作成している上場企業、(2)当該財務諸表に対して監査証明として保証を付与する監査人、及び(3)当該証明済み財務諸表を利用する利用者（アナリスト）という3当事者が、年度監査による監査証明と四半期レビューによる監査証明の相違を識別して、情報を作成し、保証し、利用しているのか、について検討することを目的として、アンケート調査を実施した。そのうち監査人については、具体的に、「監査人の側では、何時間、どのようなレビューの手続を、誰が、実際には実施しているのか」という、意識と行動に関する調査を行なった。

結果として、企業側においては、四半期会計基準（企業会計基準第12号「四半期財務諸表に

関する基準)が要請しているとおり、全子会社において個別財務諸表を作成し、それに基づいて連結の四半期財務諸表を作成するという原則的な財務諸表作成プロセスを採用するとともに、極めて短期間で連結四半期財務諸表を完成させていることが明らかとなった。また、四半期報告の制度化以前に比べると、その作成プロセスに掛かる時間コストは倍増しており、この倍増した時間コストの半分以上が「監査人対応」であると認識されていたのである。

一方、アナリスト(利用者側)においては、四半期財務情報(決算短信と四半期報告)について、意思決定情報としての有用性を認識しており、アナリストの8割以上が四半期の決算短信への監査人の相対的に大きな関与を期待していることが明らかとなった。こうした期待の背景には、企業側の経理担当者等からの明示的・黙示的要請があることも想定されており、結果としてそれが企業の経理実務における時間コストの増加の原因であると認識されている。

また、監査人側においては、四半期レビュー手続として実施する手続は質問と分析的手続が中心ではあるが、過半の監査人が年度監査としてではなく、四半期レビューの過程で実証手続にまで踏み込んで実施していることが明らかとなった。監査人にとっては、この点が時間コストの増加の過半であると捉えられている。

さらに、四半期レビューによる保証の水準については、利用者であるアナリストも監査人も60%から80%(平均値66.0% 中央値60.0% 標準偏差14.9%)と捉えており、四半期レビュー基準のいう「適度な水準(moderate level)」に関しては社会的な共通認識(IAASB[2002])が確立していることが明らかとなったのである。

本研究は、こうした我々の過去の研究成果で明らかにできなかった、なぜ監査人は実証手続まで四半期レビューの中で実施しているのか、といった論点を含め、監査人に焦点を絞って、研究を行なうものである。

III. 調査の概要と調査モデル

本研究では、複数の監査法人(大手及び中堅監査法人)の協力を得て、四半期レビュー業務を実際に担当したことがあり、四半期レビューの業務計画を策定する立場にあった担当者(公認会計士)に対して、我々が仮設した事例に基づいて実験的な調査¹⁾を行なった。すなわち、実際の企業の四半期財務諸表を元にして、業績が悪化し財務状況も悪化した重要な虚偽の表示が相対的に高く潜在すると想定される、いわゆる重要な虚偽表示のリスクが相対的に高い企業

1) 我々は、わが国の研究環境において、「実験研究」という用語が非常に安易に使われているのではないかと危惧している。「実験研究」という場合、海外の研究環境では、Becker-DeGroot-Marschak手法による実験研究(BDM Experimental Studies)を指すことが多く、本研究のように仮設例による調査研究については、Questionnaire Surveyとして、わが国でいうアンケート調査の一種と位置付けられている。こうした意味から、本研究では「実験研究」ではなく、「実験的な調査」という表現を用いることとした。

(Bad企業)と同業種に属する重要な虚偽表示のリスクが相対的に低い企業(Good企業)の四半期財務諸表の具体的モデルを作成し、それぞれについて実際の四半期レビュー業務に即して、以下の点についての回答を求めている。

- (1)四半期レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値をどのように設定するか。
- (2)四半期レビューによって四半期財務諸表に付される限定的保証の水準について、どの程度の信頼性が確保されていると考えるか。
- (3)四半期レビュー計画の策定に当たり、いかなる勘定科目について、重要な虚偽表示のリスクが高いと想定するか。
- (4)当該勘定科目それぞれについて、検証のために必須と考える手続と当該手続によって立証したい立証要点(アサーション)として何を設定するか。
- (5)当該勘定科目について、いかなる四半期レビューの手続を、①必須の手続、②追加的手続、及び③余裕のある場合に実施する追加的手続として実施するか。

本調査における調査期間は、2012年12月20日から2013年3月20日までであり、調査対象は、大手監査法人及び中堅監査法人に所属し、四半期レビュー計画を策定する立場を経験したことのある公認会計士を被験者としている。被験者の属性を示すため、担当業種、並びに、経験年

【図表1】被験者の担当業種

01：水産・農林業 4	02：鉱業 1	03：建設業 50	04：食料品 34
05：繊維製品 14	06：パルプ・紙 5	07：化学 20	08：医薬品 19
09：石油・石炭製品 3	10：ゴム製品 7	11：鉄鋼 10	12：ガラス・土石製品 5
13：非鉄金属 6	14：金属製品 17	15：機械 37	16：電気機器 24
17：輸送用機器 11	18：精密機器 11	19：その他製品 25	20：電気・ガス業 5
21：陸運業 15	22：海運業 9	23：空運業 3	24：倉庫・運輸関連業 16
25：情報・通信 52	26：卸売業 51	27：小売業 60	32：不動産業 48
33：サービス業 64	99：その他 { (具体的にご記入ください) 記入28、うち金融18		

※複数回答有り

【図表2】被験者の経験年数

	経験年数	回答数
1.	5年未満	1
2.	5年以上10年未満	38
3.	10年以上15年未満	52
4.	15年以上20年未満	27
5.	20年以上	17

n = 135 (有効回答数)

【図表3】被験者の法人内における職位

	職位	回答数
1.	代表社員	14
2.	社員	24
3.	マネージャー	92
4.	シニア	3
5.	ジュニア	0

n = 133 (有効回答数)

数及び法人内職位を示せば、[図表1] [図表2] 及び [図表3] の通りである。結果として、合計170人からの回答を得ることができた。

IV. 調査結果

調査に当たっての設問と回答、ならびに調査結果は、以下のように纏められる。

IV-1. 四半期レビューにおける重要性の基準値

四半期レビューにおける重要性の基準値は、年度の財務諸表の監査における重要性の基準値と同じかそれより小さく設定することが求められている。そこで、次のような設問によって、四半期レビューにおける重要性の基準値の設定の実態を把握することとした。

[設問]

「四半期レビュー計画の策定に当たり、重要性の基準値をどのように設定しますか。年度の財務諸表監査の計画時と同じであるという場合には、その旨とともに示して下さい。」

[図表4] 四半期レビューにおける重要性の基準値

回 答	回答数
年度と同じ	110
年度を上限	4
年度の1/2 or 3/4、あるいは、 年度に一定の率を乗じて	9
無回答	11

n = 134 (有効回答数)

[図表4] の通り、四半期レビューにおける重要性の基準値は、年度監査と同じとする回答がかなり多数を占めた。他方、年度を上限として比率調整を図っているケースもある。

監査基準委員会報告書320 (ISA 320) や450 (ISA 450) のように、重要性の基準値とそれを如何に立証要点での重要性にブレイクダウンしていくかは、監査事務所または監査事務所の所属するネットワーク事務所に共通のマニュアルによって異なると言われている。本研究では、監査事務所に協力を依頼した際の合意により事務所ごとの分析は行なわないこととしているが、こうした重要性の取扱いの監査判断における影響については、検討の余地があると思われる。

IV-2. 四半期レビューによる保証の水準

次に、四半期レビューによって提供される保証の水準について0%から100%まで5%刻みで

の選択肢（保証水準のスケール）を示した上で、次の設問によって尋ねた。

[設問]

「四半期レビューによって四半期財務諸表に付される限定的保証の水準について、どの程度の信頼性が確保されていると考えますか。該当する数値に○を付けて下さい。」

【図表5】 四半期レビューによる保証の水準

項目	回答 (%)
平均	64.5
標準偏差	14.7
最大	90
最小	20
中央値	70

n = 129 (有効回答数)

【図表5】によれば、四半期レビューによって確保されている保証水準に関しては、実際の四半期レビューによって制度的に想定される保証水準を確保できているとは考えていない者がいる一方、監査と同程度の保証水準が確保されていると考えている者もいた。とはいえ、平均64.5%（中央値70%）となっていることから²⁾、監査人の多くは制度的に期待された保証水準が確保できていると認識している。しかしながら、これらに加えて自由記入欄も含めて検討すると、かなり低い程度の保証水準を選んでいる回答者は、現状の四半期レビューの手続では、監査人としての確信を得るには不十分であるとの考え方を有しているのではないかと推測される。

IV-3. 四半期レビューにおけるリスク評価

四半期レビューにおいては、計画の策定に当たり、基準では四半期レビュー単独での勘定科目/アサーションレベルで重要な虚偽表示のリスクを識別・特定することは必ずしも求められていないが、本研究では、敢えて実験的に、次のような設問によって回答を求めている。

[設問]

「四半期レビュー計画の策定に当たり、重要な虚偽表示のリスクが高いと想定される財務諸表の勘定科目を、優先順位をつけて1位から5位まで挙げて下さい。」

2) 回答は50%～80%の間に集まっているが、その範囲外の分布として、50%未満とする回答が11件、50%とするものが17件、80%が19件、80%超とするものが6件となっている。

[図表6] 重要な虚偽表示のリスクが高いと想定される財務諸表の勘定科目

Good 企業 (重複回答を含む)		
	第1位	第1位～第3位
売上高	89	114
受取手形及び売掛金	29	107
商品及び製品	7	60
棚卸資産	5	27
売上原価	2	15
Bad 企業 (重複回答を含む)		
	第1位	第1位～第3位
売上高	75	105
受取手形及び売掛金	25	92
商品及び製品	10	44
売上原価	9	29
棚卸資産	5	33
GC項目	4	4

[図表7] [図表6] における第1位回答の上位3項目に関するカイニ乗検定

	Good 企業	Bad 企業	計
売上高	89	75	164
受取手形及び売掛金	29	25	54
商品及び製品	7	10	17
計	125	110	235

 χ^2 値: 1.068

p値: 0.586

Good 企業と Bad 企業それぞれについて、監査人が選定した財務諸表項目は、[図表6] のとおりであった。これらの項目について、第1位回答の上位3項目について、カイニ乗検定を実施してみた結果が [図表7] であるが、 p 値は0.586となり、Good 企業と Bad 企業との間に、有意な差は認められなかった。このことから、四半期レビューにおいて、監査人は、四半期レビュー手続の対象とする財務諸表項目については、マニュアル等によってほぼ定例化されており、企業の業績や財務状況の良し悪し（重要な虚偽表示のリスクの多寡）にかかわらず、それに定められた財務諸表項目を選択したのではないかと推測される。

IV-4. 必須の四半期レビュー手続

四半期レビューの計画における立証要点の設定とそれに応じた四半期レビュー手続の選択の状況を明らかにするために、Good 企業と Bad 企業のそれぞれについて、必須となる四半期レビュー手続を以下の設問によって尋ねた。

[設問]

「四半期レビュー計画の策定に当たり、①検証のための必須手続と②当該手続によって立証したい立証要点を列挙して下さい。」（複数可）

ここで、我々が前提としているのは、四半期レビューは年度監査の一環であるということと、四半期レビュー計画も年度監査計画とともに重要な虚偽表示のリスクの暫定的な評価に基づいて策定されるということである。この設問に対する回答結果のうち「必須かつ最初に選択する手続と立証要点」を纏めたものが[図表8]である。この図表からも明らかな通り、四半期レビュー基準やISRE 2410、SAS 100が分析的手続と質問・閲覧を実施すべき基本手続とし、原則として実証手続は実施しないと規定しているにもかかわらず、また企業の属性（Good企業かBad企業か）にかかわらず、監査人は、四半期レビューの中で実証手続を多かれ少なかれ実施していることが判る。

[図表8] 四半期レビューにおける必須手続（立証要点）の回答分布

パネルA（度数）

立証要点	Good企業			Bad企業		
	分手	質問/閲覧	実証	分手	質問/閲覧	実証
実在性	56	17	37	54	20	24
発生	9	5	9	12	4	4
期間帰属	26	11	38	24	7	19
収益認識	4	0	1	1	0	1
評価の妥当性	19	8	16	20	12	21
正確性	8	5	9	8	2	8
網羅性・完全性	6	2	3	7	5	6
その他	2	0	2	3	2	3
表示・開示の妥当性	0	0	0	1	3	0
計	130	48	115	130	55	86

パネルB

		分手・質問・閲覧	実証手続	計
		[基本手続]	[補完手続]	
Good企業	度数	178	115	293
	%	60.75	39.25	100%
Bad企業	度数	185	86	271
	%	68.27	31.73	100%
計		363	201	564

p値: 0.038

次の問題は、監査人が分析的手続・質問・閲覧という基本的な手続と実証手続という補完的な手続を実施することが明らかとなったとしても、企業の属性（業績・財務状況の良し悪し）に応じて実施される四半期レビューの手続は異なるのか、という点である。そこで、次に示す帰無仮説および対立仮説を設定した。

[帰無仮説]

四半期レビューの手続の選択に当たっては、被レビュー企業の状況（経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況）にかかわらず、四半期レビュー基準に規定された手続を同じように実施する。

[対立仮説]

四半期レビューの手続の選択に当たっては、被レビュー企業の状況（経営成績、財政状態、キャッシュ・フローの状況）に応じて、四半期レビュー基準に規定された手続を異なって実施する。特に、Good企業ではより多くの実証手続を選択し、Bad企業ではより多くの基本手続を選択する。

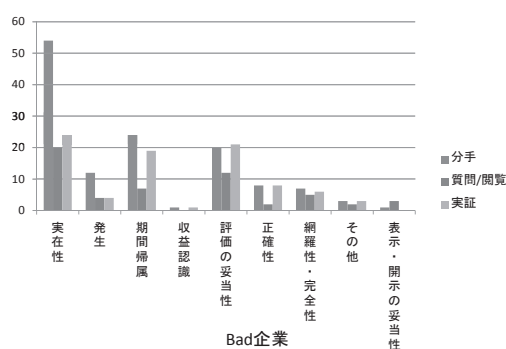
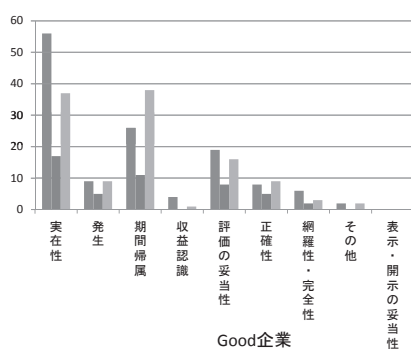
対立仮説において片側仮説の形に設定したのは、四半期レビュー手続の選択に当たっては、被レビュー企業の状況に応じて選択される手続が異なり、その違いは、Bad企業よりもGood企業でより多くの実証手続を選択する形で顕在化し、逆にBad企業に対してはより多くの基本手続を選択する傾向にある、と考えられるからである。すなわち、Good企業では、固有リスク（IR）が低く、かつ内部統制が良好に整備・運用されている可能性が高いため、統制リスク（CR）が低くなり、両者の結合リスクである重要な虚偽表示のリスク（RMM）も低くなるため、財務諸表に虚偽の表示が顕在化する可能性が低い。しかし、四半期レビューが年度監査の一環として実施されているため、四半期レビューは年度監査の一部としての性格が強くなり、年度監査を織り込んで実証手続により多くの監査資源を配分していると考えられる。他方、Bad企業は、そもそもIRやCRが高くなる可能性が高いため、監査人は、四半期財務諸表自体におけるRMMを軽視することはできず、四半期レビュー手続として基準上、必ず実施しなければならない基本手続に重点的かつ十分に監査資源を配分し、その上で、残りの資源を補完的に実証手続に配分しているのではないかと、ということである。

[図表8] で得られた結果について、Good企業とBad企業それぞれの基本手続としての分析的手続・質問・閲覧に対して、補完手続として実施される実証手続というように、手続を2区分にしたうえで、Fisherの正確確率検定を実施したものがパネルBである。このパネルBより p 値は0.038となり、帰無仮説は有意水準0.05（5%）で棄却され、対立仮説が採択された。つまり、四半期レビューを実施するに当たり、監査人は企業の属性に対応して基本手続と補完手続の組合せを変えており、Good企業でより多くの実証手続を選択し、Bad企業でより多くの基

本手続を選択していることが確認されたのである。この事実は〔図表9〕からも視覚的に確認できる

〔図表9〕 四半期レビュー手続と立証要点の企業ごとの相違……必須手続1位

立証要点	Good企業			Bad企業		
	分手	質問/閲覧	実証	分手	質問/閲覧	実証
実在性	56	17	37	54	20	24
発生	9	5	9	12	4	4
期間帰属	26	11	38	24	7	19
収益認識	4	0	1	1	0	1
評価の妥当性	19	8	16	20	12	21
正確性	8	5	9	8	2	8
網羅性・完全性	6	2	3	7	5	6
その他	2	0	2	3	2	3
表示・開示の妥当性	0	0	0	1	3	0



IV-5. 追加的手続等

IV-5-1. 追加的手続

監査人に対して、必須手続とは別に追加的に実施しなければならないと考える手続と立証要点を下記のような質問によって確認した。

〔設問〕

「四半期レビュー計画の策定に当たり、必須手続に加えて、①職業的懐疑心の発揮により検証のための手続を追加的に実施すべきと考える立証要点（アサーション）と②その手続を選択して下さい。」（複数可）

この設問に対する回答の分布について、必須手続と同様に、企業の属性に応じて選択される手続（立証要点）に差があるのか否かを、カイ二乗検定によって検証したものが〔図表10〕である。ここで p 値が0.021となっており、追加手続に関しても帰無仮説は有意水準0.05（5%）で棄却され、Good企業とBad企業とでは監査人が選択する手続に差があることが明らかとなった。また同時に、必須手続と同様にGood企業の方で実証手続が相対的により多く選択され、Bad企業では基本手続がより多く選択されている。

〔図表10〕 企業属性に応じた追加手続の比較

		分手・質問・閲覧 〔基本手続〕	実証手続 〔補完手続〕	計
Good企業	度数	132	259	391
	%	33.76	66.24	100%
Bad企業	度数	151	209	360
	%	41.94	58.06	100%
計		283	468	751

χ^2 値: 5.347
p値: 0.021

IV-5-2. 余裕のある場合に実施する追加的手続

さらに監査人が四半期レビューの過程で実施する必須手続と追加手続以外に、時間的・経済的に可能な場合に予備的に実施する手続として、どのようなものを想定するかについて、質問を行なった。

〔設問〕

「四半期レビュー計画の策定に当たり、もし時間的・経済的に可能であれば、①検証のための手続を追加しても良いと考える立証要点（アサーション）及び②検証のための手続を選択して下さい。」（複数可）

この設問に対する回答の分布について、Good企業とBad企業に対して監査人が時間的・経済的に余裕のある場合に選択する手続（立証要点）の差を捕捉するために、カイ二乗検定を実施した結果が〔図表11〕である。〔図表11〕では、 p 値が0.253となっており、帰無仮説を棄却できず両企業に対する選択手続に差があるとはいえない。したがって余裕手続の面では、必須手続や追加手続の時のような企業の属性に応じた手続の選択が行なわれていない可能性が高いことが判る。

〔図表11〕 企業属性に応じた余裕手続の比較

		分手・質問・閲覧 [基本手続]	実証手続 [補完手続]	計
Good 企業	度数	53	169	222
	%	22.87	76.13	100%
Bad 企業	度数	49	120	169
	%	28.99	71.01	100%
計		102	289	391
χ^2 値: 1.305				
p 値: 0.253				

V. おわりに

本研究においては、Good 企業と Bad 企業のデータに基づき、実際に年度監査の一環として行なわれる四半期レビューの計画策定、すなわち立証要点の設定とレビュー手続の選択、がどのように行なわれるのかを明らかにすることを目的とした。特に松本・町田（2011）で、四半期レビューの中での実証手続が実施されていることが確認できていたため、本研究では企業の属性（業績や財務状況の良し悪し）が手続選択にどのように影響を及ぼすのかを検証しようと試みた。

計画の策定において重要なステップである重要性の基準値の設定でも、また重要な虚偽表示のリスク評価による立証要点の選定でも、必ずしも企業の属性に対応した有意な差は見出せなかった。これらのことにより、監査法人のマニュアルに依存して四半期レビューが実施される中、立証要点の選定と手続の選択に当たって、かなりの程度定例化されていると推測される。

また四半期レビューによる保証水準に関する回答では、必ずしも全体的なコンセンサスは得られていないように見受けられるものの、その平均（中央値）を見ると IAASB（2002）や松本・町田（2011）で明らかにされているように60～80%と看做しているように思われる。

さらに、選択されるレビュー手続の面では、監査人が四半期レビューに当たって必ず最初に実施すべきと考える必須の手続とそれによる立証要点、次に追加的に実施すべきと考える手続と要点、そして時間的・経済的に余裕がある場合に実施する手続と要点を、回答結果から検討した。その結果、必須第1位手続と追加手続とでは前者で基本手続が相対的に多く、後者で実証手続がより多く選択されており、業績・財務状況の良い企業でも悪い企業にもその手続選択の傾向は共通していた。

しかし、業績・財務状況の良し悪しと基本手続と実証手続との関係を検討すると、業績・財務状況の良い会社よりも業績・財務状況の悪い企業に対して分析的手続・質問・閲覧といった基本手続を相対的に多く選択するのに対して、業績・財務状況の良い会社に対してはより多く

の実証手続を選択するという事実が確認できた。

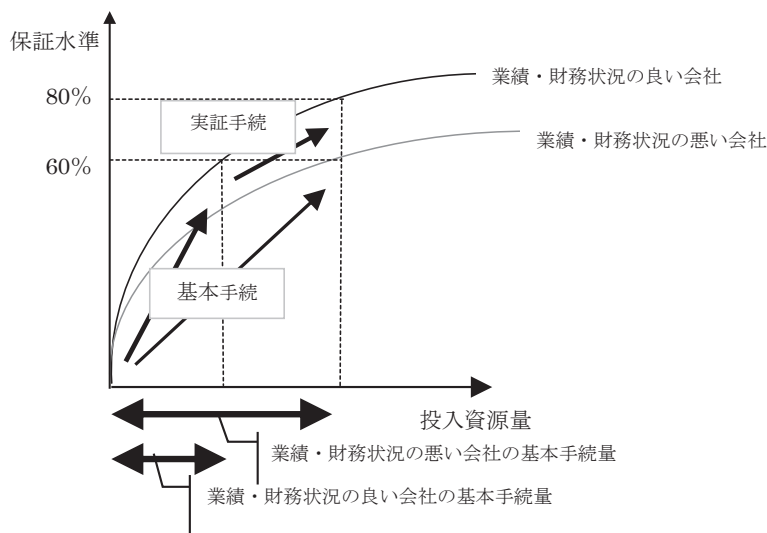
この事実と保証水準の関係を併せて検討すると、監査人は、レビューによる保証水準の最低レベルとされる60%に達するまでは、主に分析の手続や質問・閲覧といった基本手続に資源を重点的に配分し、60%水準を達成したと識別された段階で、年度監査の一環である四半期レビューの中で実証手続を追加的に実施することで、年度監査で必要とされる最低の保証水準である80%を目指し、結果として四半期レビューの保証水準ないしは確信の水準を60~80%のレンジに収めていると考えられるのである。

今回の実験的研究によれば、業績・財務状況の悪い企業では四半期レビューの短い期間で最低限必要な保証水準である60%に到達するためには、比較的多くの基本手続への重点的な資源配分が必要になるのに対し、業績・財務状況の良い企業では容易に60%の保証水準に基本手続によって到達できるため、残りの資源を実証手続へ配分していることになる。

このような理解を図示すると、[図表12] のように考えられる(松本 [2005] 参照)。一方、年度監査の側からこのプロセスを捉えた場合、年度監査の一環として四半期レビューが位置付けられるため、年度の監査で不足する手続ないし時間を補う役割を果たしている可能性もある。

[図表12] において、レビューの一般的な保証水準としての認識は60~80%とされているので、監査人は60%の確信度(保証水準)を最低水準と看做し、当該水準を達成できるように、四半期レビューにおいて必ず実施しなければならないとされる基本手続を重点的に実施する。このため、IRやCRが相対的に低いと考えられる業績・財務状況の良い企業では、比較的小さい基本手続で60%水準を達成でき、残りの時間ないし資源を年度監査にも流用可能な実証手続

[図表12] 保証水準とレビュー手続の関係



へ配分することで80%近い保証水準を達成できる。これに対し、業績・財務状況の悪い企業では60%の水準を達成するためにより多くの基本手続の実施を必要とし、年度監査への流用可能な実証手続への資源配分が少なくなる。つまり、RMMの低い企業に対して追加的に実施される実証手続は、確信度（保証水準）をレビューの最低水準を超えてより高いものとするための①四半期レビューの拡張であると同時に、②年度監査への流用・補充と理解できるのである。

したがって、このように年度監査の一環としての四半期レビューの保証水準や手続に関する研究では、厳密な意味でのわが国におけるレビュー業務単独の保証水準やそのための手続を十分に検証することは難しいが、少なくとも四半期レビュー基準が意図した年度監査と四半期レビューによる証拠の相互利用によるより高い監査の有効性の確保が図られていると解される。しかし、四半期レビューがあくまでも単独契約のレビュー業務の派生形である以上、年度監査は年度監査として、十分な監査時間を確保する必要があることを見失ってはならない。そのためには、単独のレビュー業務基準とその実務の確立によって四半期レビューとして実施されるべき内容を見直すことが必須の条件といえる。

[参考文献]

- AICPA[2002], Statement on Auditing Standard 100, *Interim Financial Information*(AU § 722).
- AICPA[2009], Statements on Standards for Accounting and Review Services(SSARS), *Review of Financial Statements*(AR § 90).
- Davis, M. and D. Hay[2012], "An Analysis of Submissions on Proposed Regulations for Audit and Assurance in New Zealand," *Australian Accounting Review*, Vol. 22, Issue 3, pp.303-316.
- IFAC, IAASB[2002], Study1: The Determination and Communication of Levels of Assurance Other than High.
- IFAC, IAASB[2003], International Framework for Assurance Engagements.
- IFAC, IAASB[2006a], International Standard on Review Engagements 2400, Engagements to Review Financial Statements.
- IFAC, IAASB[2006b], International Standard on Review Engagements 2410, Review of Interim Financial Information Performed by the Independent Auditor of the Entity.
- Kay, J.[2012], The Kay Review of UK Equity Markets and Long-term Decision Making, Final Report, 23rd July, Department for Business, Innovation & Skills.(<http://www.bis.gov.uk/assets/biscore/business-law/docs/k/12-917-kay-review-of-equity-markets-final-report.pdf>, visited at 20131122)
- Latshaw, C. A. and T. Cortese-Danile[2004], "Update on Interim Financial Reporting," *Bank Accounting & Finance*, Vol. 17, Issue 2, pp.29-35.
- Wiedman, C. I. [2007], "Improving Interim Reporting (L'AMÉLIORATION DE L'INFORMATION FINANCIÈRE INTERMÉDIAIRE)," *Accounting Perspectives*, Vol. 6, Issue 3, pp.279-289.
- 井上善弘 [2009]「四半期レビューの論理と課題」『会計』第175巻第2号、168～181頁。
- 企業会計審議会 [2004]「財務情報等の保証業務の概念的枠組みに関する意見書」。
- 児嶋隆 [2009]「四半期レビューを考える」『現代監査』第19号、21～27頁。
- 佐久間義浩 [2012]「四半期レビューの経済分析：中間監査と四半期レビューの比較をつうじて」『会計』第182巻第2号、249～260頁。
- 新日本有限責任監査法人 ナレッジセンター・リサーチ [2011]「【事例分析】四半期キャッシュ・フロー計算書

の開示状況分析」9月22日。(http://www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting/case-study/2011/2011-09-22.html, visited at 20131122)

内藤文雄 [2008]「財務諸表監査,内部統制監査および四半期レビューにおける保証内容の差別化について」『産業経理』第68巻第2号、53～64頁。

日本公認会計士協会 [2012] 監査・保証実務委員会報告第83号「四半期レビューに関する実務指針」。

松本祥尚 [2005]「わが国証明制度の多様化と保証水準の関係」『現代監査』第15号、47～54頁。

松本祥尚・町田祥弘・関口智和 [2011]「日本の監査制度を考える：四半期レビュー」『企業会計』第63巻第6号、96～104頁。

松本祥尚・町田祥弘 [2011]「第15章 わが国四半期情報開示の現状に関する検討」古賀智敏編『IFRS時代の最適開示制度—日本の国際的競争力と持続的成長に資する情報開示制度とは—』千倉書房、323～338頁。

[謝辞]

本調査にご協力くださった監査法人及び実際に回答して下さった公認会計士の先生方に、衷心より感謝申し上げます。